

令和7年度地域特性を生かした景観創造のための調査・検討業務受託候補者選定実施要領

制定 令和7年5月9日

(趣旨)

第1条 この実施要領は、令和7年度地域特性を生かした景観創造のための調査・検討業務について、景観形成の推進に関する業務受託候補者選定要綱（以下「要綱」という。）により受託候補者の選定を行うために必要な事項を定める。

(委託費用の上限)

第2条 要綱第3条に規定する別に定める委託費用の上限は、22,580,000円（消費税及び地方消費税（10%）を含む。）とする

(受託希望者の募集)

第3条 要綱第4条第8項に規定する受託希望者の募集の詳細については、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 本業務の受託を希望する事業者（以下「受託希望者」という。）は、令和7年5月29日（木）午後5時までに参加申込書（様式1）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- ア 直近3箇年の決算関係書類
- イ 受託希望者の概要が分かる資料
- ウ 業務実施体制表及び従事者の経歴
- エ 企画提案書
- オ 見積書
- カ 業務実績調書（様式2）
- キ その他市長が必要と認める書類

(2) 受託希望者が京都市の競争入札参加有資格者でない場合は、前号に記載の書類に加えて、以下の書類を提出すること。アからウまでの書類については、申込日前3箇月以内に発行した原本を提出すること。

- ア 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- イ 印鑑証明書
- ウ 納税証明書
- エ 調査同意書（様式3）
- オ 使用印鑑届（様式4）
- カ 誓約書（様式5）
- キ その他市長が必要と認める書類

(3) 次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア この実施要領及び「令和7年度地域特性を生かした景観創造のための調査・検討業務受託候補者選定に係る募集要項」に記載の条件に違反した場合。
- イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- ウ 虚偽の内容が記載されている場合。
- エ 受託希望者の評価の公平性に影響を与える行為があった場合。

オ 受託希望者の評価に関わる者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合。

カ その他受託候補者の選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合。

(4) 要綱第4条第5項に定める提案書の提出に関する質問は、令和7年5月19日（月）午後5時までに行わなければならない。

(5) 要綱第4条第6項に定める質問及びその回答のホームページでの公開は、令和7年5月22日（木）午後5時までに行うものとする。

（受託候補者選定委員会）

第4条 要綱第5条第5項に規定する受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）の構成員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 都市計画局都市景観部長
- (2) 都市計画局都市景観部景観政策課長
- (3) 都市計画局都市景観部景観政策課歴史的景観保全担当課長
- (4) 都市計画局都市景観部景観政策課都市デザイン担当課長
- (5) 都市計画局都市景観部風致保全課長
- (6) 都市計画局都市景観部広告景観づくり推進課長

2 委員会は、構成員の過半数の出席をもって成立するものとする。

（受託候補者の選定等）

第5条 要綱第5条第9項に規定する別に定める選定方法の詳細は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 委員会は、受託希望者から提出された企画提案書の内容に基づき、受託希望者を評価し、受託候補者を決定する。委員会が審査に必要と認めた場合は、受託希望者に対して、ヒアリングを実施できるものとする。
- (2) 前号の規定による評価は、別表により委員会の各委員が評価し、算出した評価点の平均点をもって充てる。
- (3) 委員会は、第1号の規定による評価の得点の合計が最大となる者を、受託候補者として選定する。ただし、得点の合計が最大となる者が2人以上となった場合には、委員会において協議のうえ、1者を受託候補者として選定する。
- (4) 受託希望者が1者の場合にあっては、委員会は、受託希望者が本業務委託を受託するに当たり、適切に業務を遂行できるかの総合的な判断を行う。
- (5) 委員会は、第1号の規定による評価の得点の合計が最大となる者について、業務を実施する能力に満たないと認める場合においては、第3号の規定にかかわらず、受託候補者として選定しないことができる。

附 則

（施行期日）

1 この実施要領は、決定の日から施行する。

(別 表)

			受託希望者			
評価項目／評価事項			評価基準 (※)	配点	評価	評価点
履行実績	一定規模の地域地区における景観又は都市計画に係る調査検討など、過去5年以内に同種又は類似・関連する業務の実績があるか。		A：3件 (10) B：2件 (6) C：1件 (3) D：実績なし (0)	10		
本業務を実施する場合の体制	本店又は支店の所在地	本店又は支店が京都市内にあるか。	A：ある (5) B：ない (0)	5		
	業務遂行に必要な知識等	本業務を遂行するための知識や経験を有し、他の専門事業者等とも連携した業務体制を構築できているか。	A：非常に優れている (10) B：優れている (8) C：普通 (6) D：やや劣っている (4) E：劣っている (2)	10		
	人的体制	本業務の内容を的確かつ安定的に実施することができる人的体制か	A：非常に優れている (10) B：優れている (8) C：普通 (6) D：やや劣っている (4) E：劣っている (2)	10		
提案の的確性	業務の実現性	提案書の内容及び実施行程が実現性の高い提案であるか。	A：非常に優れている (20) B：優れている (16) C：普通 (12) D：やや劣っている (8) E：劣っている (4)	20		
	業務の理解度	調査・評価手法について、市の方針及び本業務の内容を十分に理解した提案であるか。	A：非常に優れている (10) B：優れている (8) C：普通 (6) D：やや劣っている (4) E：劣っている (2)	10		
		都市政策の潮流や社会動向に関する調査について、市の方針及び本業務の内容を十分に理解した提案であるか。	A：非常に優れている (10) B：優れている (8) C：普通 (6) D：やや劣っている (4) E：劣っている (2)	10		
		調査結果を元にした課題抽出とアプローチ手法について、市の方針及び本業務の内容を十分に理解した提案であるか。	A：非常に優れている (10) B：優れている (8) C：普通 (6) D：やや劣っている (4) E：劣っている (2)	10		
	資料作成能力	資料を迅速かつ的確に作成する能力があるか。	A：非常に優れている (10) B：優れている (8) C：普通 (6) D：やや劣っている (4) E：劣っている (2)	10		
受託希望金額	受託希望金額に応じて配点を行う。		A：18,967千円未満 (84%未満) (5) B：18,967千円以上19,870千円未満 (84%以上88%未満) (4) C：19,870千円以上20,773千円未満 (88%以上92%未満) (3) D：20,773千円以上21,676千円未満 (92%以上96%未満) (2) E：21,676千円以上 (96%以上) (0)	5		
合計				100		

※表中の「評価基準」は、採点の目安を示すもの。